「留置管理業務推進要領」の一部改正について（通達）

（令和５年12月１日
警察庁丙総発第18号、丙人発第192号
警察庁長官官房長から各都道府県警察の長宛て）

（概要）

留置管理業務の適正な推進を図るため、留置管理業務を推進するに当たって留意すべき基本的事項について「留置管理業務推進要領」として定めたもの。

「留置管理業務推進要領」においては、

○　留置施設の設計
○　適切な留置管理体制の構築
○　留置業務管理者等による的確な実態把握と具体的措置
○　留置施設からの逃走等の防止
○　留置場内への危険物その他の物品の持ち込まれ防止対策等
○　居室等の鍵の保管
○　被留置者の物品管理
○　処方薬等の管理
○　報道に接する機会の付与等
○　勾留期限等の適切な把握
○　業務で使用する情報通信機器
○　本部留置管理業務担当課の長による留置業務管理者への指示等
○　捜査と留置の分離の徹底
○　捜査と留置の連携
○　女性被留置者への対応
○　性同一性障害者等を留置する場合の対応
○　外国人被留置者への対応
○　飲食物を摂取しない被留置者への対応
○　医療を必要とする被留置者への対応
○　特別要注意者への対応
○　問題被留置者への対応
○　反則行為に対する禁止措置

○　戒具の使用及び保護室への収容等
○　不服申立てへの対応
○　適切な護送業務の推進
等を示している。